

いみず住まいづくり支援補助金（新築等取得事業）

子育て世帯をはじめ、市外からの転入者を含む世帯や指定宅地を取得した市内居住者で、自ら居住するために新築住宅を取得した方に対して、該当する条件に応じて住宅取得費用を補助します。

対象者 ①又は②の方で、その他いずれにも該当する方

- ①転入者又はその方と同一の世帯に属する方
 - ②市内居住者で自ら指定宅地を購入された方
- 住宅の所有者
- ※ 共有名義の場合は、居住している方で、あわせて 1/2 以上の持分を有しており、最も持分の多い方
(所有者が外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等いずれかの在留資格を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている方)
- 交付申請日において、住民票に取得した住宅の所在地が記載されていること
(ただし、住宅を取得した日から1年を経過する日までに、住民票に取得した住宅の所在地が記載されていること)
- 交付申請日から5年以上取得した住宅に居住する意思があり、かつ、地域コミュニティの参画に同意すること
- 取得した住宅に居住する全員が市税の滞納がないこと
- 取得した住宅に居住する全員が暴力団員ではないこと
- 取得した住宅に居住する全員が、この要綱に基づく補助金、または市が実施する同種のほかの補助金を受けていないこと

※転入者…市外に1年以上住所を有し、転入の日以後3年を経過していない者

対象となる住宅

次のいずれにも該当する住宅

- 新築の一戸建ての住宅 又は 竣工から2年以内の一戸建ての住宅（建売住宅）
- 無償で取得したものでないこと
- 住宅部分の床面積の合計が70㎡以上の住宅で、かつ、当該床面積が延床面積が2分の1以上であること



補助額

次の表に定める補助額の合計で、転入者を含む世帯は200万円、市内居住者は100万円を限度とします。ただし、住宅の取得費用が下回る場合は、当該費用（千円未満の端数は切捨て）を上限とします。

なお、国や富山県が実施する住宅補助制度と併せて、本制度を利用することができます。

補助内容	補助額	
	転入者を含む世帯	市内居住者
【基本】転入者定住支援	40万円	—
【基本】指定宅地居住支援	—	50万円 (収用等の場合は80万円)
指定宅地居住加算	50万円	—
市内事業者加算	15万円	15万円
省エネ住宅加算	5万円	5万円
子育て世帯移住加算	1人につき20万円	—
県外若者世代移住加算	30万円	—

※市内事業者…市内に住所を有する事業者

※省エネ加算…国又は富山県の住宅取得に係る補助金を活用した場合

※子育て世帯…中学生以下の子どもを扶養する場合

※県外若者世代…県外から転入した39歳以下の方

申請期限

住宅を取得した日（所有権保存登記日）または取得した住宅の所在地に住民票の住所を定めた日のいずれか遅い日から3か月以内

補助金の返還

次のいずれかに該当した場合は、補助金の返還が必要です。

○虚偽の申請等をした場合

○不正の行為があった場合

○交付申請日から5年以内に転出または転居した場合

申請に必要な書類

	書類名称	入手方法	証明書発行担当者様へ
<input type="checkbox"/>	いみず住まいづくり支援補助金 交付申請書兼請求書（様式第1号の2）	射水市 HP	
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	射水市市民課 （取得した住宅へ居住後）	続柄、本籍の記載をお願いします。
<input type="checkbox"/>	転入者の戸籍の附票	本籍地	射水市に転入した日付から1年前の住所の記載のある戸籍の附表を交付願います。
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書または不動産売買契約書 （契約日、契約者の記名押印、契約金額、契約物件、条項の記載のある面）		
<input type="checkbox"/>	建物工事代金または売買代金の支払いを証する資料の写し（契約金額全額分）	工務店等で精算の証明をいただければ省略できます。（射水市 HP から取得できます）	
<input type="checkbox"/>	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数ある場合は、購入したすべて	法務局 （所有権保存または移転登記が完了し、発行後3か月以内のもの）	
<input type="checkbox"/>	建築確認申請書（図面を含む）及び確認済証		
<input type="checkbox"/>	建築検査済証		
<input type="checkbox"/>	世帯全員の完納証明書 （発行後3か月以内のもの） ※中学生までの子どもものは不要です	1月1日時点で住民票のあった自治体 （射水市の場合は収納対策課）	市区町村税について、滞納がないことを証明するものを交付願います。（最新年度分）
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書	射水市 HP	
<input type="checkbox"/>	いみず住まいづくり支援補助金申請に関する誓約書	射水市 HP	
<input type="checkbox"/>	振込先の預金通帳等の写し		
<input type="checkbox"/>	口座振込登録（変更）申請書	射水市 HP	
<input type="checkbox"/>	アンケート	射水市 HP	

提出先：射水市観光まちづくり課（新湊消防署1階）
〒934-0011 射水市本町二丁目13番1号
TEL:0766-51-6676 FAX 0766-82-7874

